

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 14 条の 3 第 1 号の規定に基づき、次のとおり行政処分を行ったので、お知らせします。

記

被処分者

1. 住所：香川県高松市多賀町三丁目 10 番 19 号
2. 氏名：有限会社浜本興業 代表取締役 濱本 芳満

許可の種類

産業廃棄物収集運搬業 許可番号 第 09710019587 号

処分年月日

令和 3 年（2021 年）4 月 20 日

処分内容

産業廃棄物収集運搬業の事業の全部停止

令和 3 年（2021 年）4 月 21 日から令和 3 年（2021 年）4 月 30 日まで（10 日間）

処分の理由

有限会社浜本興業は、産業廃棄物収集運搬業の許可を有しない者に産業廃棄物の収集運搬を委託した。このことは、法第 12 条第 5 項違反（委託基準違反）に該当し、法第 14 条の 3 第 1 号に該当する。